

宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務
- (2) 委託の内容 宮崎県指定難病等医療費助成システム構築・導入業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年12月25日まで
- (4) 契約上限額 54,670,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 仕様書等の配布場所及び配布期間

- (1) 配布資料 ア 仕様書 イ 審査基準表 ウ 応募様式集 エ 契約書案
- (2) 配布場所 本実施要領12を参照
- (3) 配布期間 令和7年12月18日（木）から令和8年2月2日（月）まで
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。午前9時から午後5時まで)
※配布資料については、上記期間中宮崎県のホームページからダウンロードできる。
【ホームページアドレス [http://www.pref.miyazaki.lg.jp/】](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/)

4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のものであること。
- (2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

5 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

- 4 (1) に掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参

加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話 0985-26-7208

(2) 申請書類の受付期間

令和7年12月18日から令和8年1月26日まで（土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月29日から同月31日まで及び令和8年1月2日（以下「年末年始」という。）を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には参加資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和7年12月18日（木）
(2) 質問等の締切	令和8年1月13日（火）午後5時
(3) 企画提案競技参加申込書の提出締切	令和8年1月26日（月）午後5時
(4) 企画提案書の提出締切	令和8年2月2日（月）午後5時
(5) プレゼンテーション	令和8年2月13日（金）
(6) 審査結果の通知	令和8年2月18日（水）までに

7 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び仕様書について質問がある場合は、企画提案競技質問書（様式2）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年1月13日（火）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。

ただし、質問者名は公表しない。

(2) 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式1）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年1月26日（月）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2 (2) 「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書（様式3）【原本1部、写し5部】

- ・企画提案書の枚数は、30ページ程度とする。
- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判（一部A3判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書【原本1部、写し5部】

- ・仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税、合計額を記載すること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

ウ 会社概要（既存のもので可）【6部】

エ 業務体制図【6部】

オ 業務スケジュール【6部】

カ 誓約書（様式4）【1部】

キ 類似業務受注実績【6部】

- ・過去5年以内の地方公共団体との同種、同規模以上の業務受託・履行実績2件

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年2月2日（月）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。また、必要に応じて、提出書類以外の資料の提示を求める場合がある。

（4）プレゼンテーション

日 時：令和8年2月13日（金）実施予定

場 所：宮崎県庁内

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プrezentationは、1社当たり、説明30分以内 質疑10分 計40分
- ② デモ機等を用いてプレゼンテーション（オンラインでの実演含む）を行う場合は事前に申し出ること。
- ③ 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間及び場所は事前に通知する。

（5）審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ・機能要件一覧で示した要件は備わっているか。代替案での機能要件提案は適切なものか。
- ・操作性において利用者のことを考えた工夫がなされているか。また、安定した操作環境が図られる提案となっているか。
- ・情報セキュリティ対策、個人情報保護対策は十分であるか。
- ・利用者への研修体制は十分であるか。
- ・導入により業務の効率化や負担軽減が期待できるか。

- ② 実施体制
 - ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
 - ・計画的な業務スケジュールとなっているか。
 - ・導入後にシステムトラブル等が発生した場合のサポート体制が確保されているか。
- ③ 運用保守
 - ・仕様書に基づく運用保守内容となっているか。
- ④ 経済性
 - ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。
- ⑤ 実績
 - ・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査結果の通知

令和8年2月18日（水）頃に決定し、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- ① 参加する資格のない者又は受託候補者の決定までに2の要件を満たさなくなった者
- ② 企画提案競技参加申込書、企画提案書、企画提案書本文その他企画提案競技に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者
- ③ 2件以上の企画提案をした者
- ④ 7（2）②の提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しなかった者
- ⑤ 7（3）④の提出期限までに企画提案書等を提出しなかった者
- ⑥ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者
- ⑦ 2人以上の代理人をした者
- ⑧ 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な提案をした者

8 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 苦情申立

本要領に基づく手続きが政府調達に関する協定に違反すると考える場合は、宮崎県政府調達苦情検討委員会に対して苦情の申し立てをすることができる。

11 その他

- (1) 企画提案競技に係る事前説明会は、実施しない。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

12 書類配布、書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県福祉保健部健康増進課がん・疾病対策担当
- (3) 連絡先 電話番号：0985-26-7079 ファックス番号：0985-26-7336
メールアドレス：kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp